

第1編 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、あいの風とやま鉄道株式会社（以下「当社」という。）における旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売（以下これらを「旅客運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線に係る旅客運送等については、別に当社が定める場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。ただし、乗車券類の取扱いについていう場合は、駅員を配置している時間帯における停車場をいう。
- (3) 「駅員無配置駅」とは、駅員を配置していない駅をいう。
- (4) 「列車」とは、旅客運送を行う列車をいう。
- (5) 「運賃等」とは、運賃及び旅客運送等に係る料金をいう。
- (6) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合においては、その列車に乗車することをいう。
- (7) 「旅客鉄道会社線」とは、JR線をいう。
- (8) 「旅客会社線」とは、当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社の経営する鉄道線をいう。

(消費税等の課税及び免税)

第4条 この規則に規定する運賃等については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額、及び地方税法（昭和25年法律第211号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

2 消費税等が免除される場合の運賃等は前項の額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

(運賃等前払の原則)

第5条 旅客等が旅客運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は現金をもつて、所定の運賃等を提供するものとする。

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃等を支払い、乗車券類及び入場券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをする場合を除き、当該契約が成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券類及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止

(2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・品目・持込区間・持込の列車等の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第8条 列車の運行が不能となった場合、不通区間内の駅が着駅となる旅客又は不通区間を通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、乗車券類を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間にに対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロの端数計算方法)

第9条 営業キロを計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方法)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第11条 当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等が提示又は提出する書類)

第 12 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に呈示又は提出する書類は、墨インキ又はボールペンにより記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅(自動券売機設置駅を除く)から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(営業キロ)

第14条 旅客運賃の計算その他旅客輸送の条件をキロメートルをもって定める場合においては、営業キロによるものとし、各駅間の営業キロは別表1に定めるとおりとする。

2 前項の営業キロは、旅客が乗車する発着区間にに対する駅間のキロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行うものとする。